

実務経験・実務研修証明書

実務経験  
実務研修 証明書

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり 実務経験 実務研修 を有することに相違ないことを証明します。

平成15年4月15日

① 遊漁 一朗 印

② 遊漁船業務主任者の氏名	遊漁一朗	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
③ 使用者である遊漁船業者の氏名 若しくは名称又は実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業者の登録番号）	実務経験 実務研修 の期間		
遊漁一朗	平成 3年 3月 1日 時 分から 平成 15年 4月 15日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
( )	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
	合計 満 12年 1月 15日 時 分		

【記入要領と記入例】

① 証明者については、ア) 自らが遊漁船業者であって実務経験がある場合は、本人の氏名を記入します。遊漁船業者の下で従業者として船舶に乗船し働いていた場合は、雇用者であった遊漁船業者の氏名を記入します。  
イ) 実務研修を受けた場合は、研修で指導した遊漁船業務主任者の氏名を記入します。

② 「遊漁船業務主任者の氏名」の欄には、選任した遊漁船業務主任者（遊漁船業務主任者講習会を受講して5年を経過しない者）の氏名を記入し、併せてその者の生年月日を記入します。

③ ア) 選任した遊漁船業務主任者が実務経験を1年以上有する人で、遊漁船業者が自ら遊漁船業務主任者を兼ねる場合は、本人の氏名を記入し、併せて遊漁船業歴を記入します。遊漁船業者の従業者の場合は、従事していた遊漁船業者の氏名を記入し、併せてその従事期間を記入します。  
イ) 業務の実務研修を通算50時間（1日5時間以上、10日間以上）を受けた人の場合は、その研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名を記入し、併せてその研修期間を記入します。  
( ) 内には、従業者として働いていた遊漁船業者の登録番号又は実務研修を指導した遊漁船業務主任者を選任している遊漁船業者の登録番号を記入します。

④ ③で記入した実務経験の期間の合計又は研修の期間の合計を記入します。  
※ 実務経験については1年以上、実務研修については通算50時間以上である必要があります。数カ所の遊漁船業者で研修を受けても構いません。

※1 複数の遊漁船業務主任者を選任する場合は、この書類をそれぞれの遊漁船業務主任者につき作成する必要があります。（例：3名を選任する場合は、3枚必要です。）  
※2 申請時には、この証明書その他、海技免状の写しと遊漁船業務主任者講習会の受講修了証明書が必要となります。

- 備考
- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
  - 実務経験 実務研修 については、不要なものを消すこと。
  - 「実務経験 実務研修」の期間 の欄は、実務研修の場合にあつては、時分についても記載すること。
  - 船舶職員法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状の写し及び第10条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

実務経験・実務研修証明書

〔実務経験〕  
〔実務研修〕 証明書

下記の者は、遊漁船業に関し、下記の通り〔実務経験〕〔実務研修〕を有することに相違ないことを証明します。

平成17年7月15日

① 遊漁太郎 印

② 遊漁船業務主任者の氏名	石原 一郎	生年月日	昭和50年7月30日
③ 使用者である遊漁船業者の氏名若しくは名称又は実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業者の登録番号）	〔実務経験〕〔実務研修〕の期間		
遊漁太郎 (釣東京1234)	平成17年4月1日	6時00分から 平成17年4月1日	15時10分まで
遊漁太郎 (釣東京1234)	平成17年4月2日	6時10分から 平成17年4月2日	15時5分まで
遊漁太郎 (釣東京1234)	平成17年4月3日	6時15分から 平成17年4月3日	14時55分まで
遊漁太郎 (釣東京1234)	平成17年4月6日	6時15分から 平成17年4月6日	15時20分まで
遊漁太郎 (釣東京1234)	平成17年4月8日	6時00分から 平成17年4月8日	15時30分まで
遊漁太郎 (釣東京1234)	平成17年4月25日	6時10分から 平成17年4月25日	15時30分まで
遊漁太郎 (釣東京1234)	平成17年5月1日	6時15分から 平成17年5月1日	16時00分まで
遊漁太郎 (釣東京1234)	平成17年5月2日	6時5分から 平成17年5月2日	15時15分まで
遊漁太郎 (釣東京1234)	平成17年6月5日	6時15分から 平成17年6月5日	15時10分まで
遊漁太郎 (釣東京1234)	平成17年6月6日	6時10分から 平成17年6月6日	16時5分まで
	合計	満	年月10日 時 分

【記入要領と記入例】

① 証明者については、研修で指導した遊漁船業務主任者又はその雇用主（遊漁船業者）の氏名を記入します。

② 「遊漁船業務主任者の氏名」の欄には、当該証明を受ける遊漁船業務主任者（遊漁船業務主任者講習会を受講して5年を経過しない者）の氏名を記入し、併せてその者の生年月日を記入します。

③ 業務の実務研修を1日5時間以上、10日間以上受けた人の場合は、その研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名を記入し、併せてその研修期間を記入します。  
( ) 内には、実務研修を指導した遊漁船業務主任者を選任している遊漁船業者の登録番号を記入します。

④ ③で記入した実務経験の期間の合計又は1日5時間以上の実務研修の日数の合計を記入します。  
※ 実務研修は1日5時間以上の実務研修の日数が10日以上である必要があります。数カ所の遊漁船業者で研修を受けても構いません。

※1 複数の遊漁船業務主任者を選任する場合は、この書類をそれぞれの遊漁船業務主任者につき作成する必要があります。  
(例：3名を選任する場合は、3枚必要です。)

※2 申請時においては、この証明書の他、海技免状の写しと遊漁船業務主任者講習会の受講修了証明書が必要となります。

備考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 〔実務経験〕〔実務研修〕については、不要なものを消すこと。
- 〔実務経験〕〔実務研修〕の期間の欄は、実務研修の場合にあっては、時分についても記載すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦者免許証の写し及び第10条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。